

～7月1日(木)から申請を受け付けます～

## 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給します

### 要 旨

新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、全国社会福祉協議会が貸し付けしている「総合支援資金」の再貸付を終了した世帯、再貸付について不承認とされた世帯等を対象に、「新型コロナウイルス感染症自立支援金」を支給します。

### 概 要

#### 1 支給対象者

##### (1) 次のいずれかに該当する者

- ① 総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯
- ② 総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯

##### (2) 次の要件を全て満たす世帯

- ① 収入（月額）が、A + Bの合計額を超えないこと  
A 市町村民税の均等割が非課税となる収入額の1/12  
B 生活保護の住宅扶助基準額
- ② 資産が、上記Aの6倍以下（ただし100万円以下）
- ③ 求職活動等要件（以下のいずれかの要件を満たすこと）
  - ・ 公共職業安定所に求職の申込みを行い、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
  - ・ 就労による自立が困難であり、本給付終了後の生活維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

#### 2 支給額

- (1) 単身世帯 月額6万円 (2) 2人世帯 月額8万円 (3) 3人以上世帯 月額10万円

#### 3 支給時期(期間)

7月以降（申請月から3か月間）※申請受付は8月末まで

### お問い合わせ先

沼津市役所 市民福祉部 社会福祉課  
直通:055-934-4863 内線:2062

